広報やまだ
お知らせ版
2019. 1.15 No.1161
山田町役場　TEL82-3111 町のホームページアドレス https://www.town.yamada.iwate.jp/

町・県民税と所得税の申告始まります
2月1日から各地区で受付

平成31年度町・県民税（兼国民健康保険税）と平成30年分所得税の申告受付を、左表の日程で行います。

対象地区は、実際に居住している地区ではなく、住民登録をしている地区となりますので、該当する日程で申告してください。ただし、指定された会場で申告できない場合は別の会場でも申告できます。

なお、受付期間中は役場税務課の窓口では申告を受け付けることは出来ませんので、申告会場へお越しください。

■申告が必要な方

原則として、平成31年1月1日現在で山田町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。30年中に収入が無かった人も、収入が無かった旨の申告が必要です。

■申告の必要がない人

例外として、次の人は申告の必要はありません。

①平成30年中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整した人

②税務署に確定申告書を提出する人

③1月30日までに簡易申告を行った人

④平成30年中の収入が年金だけで、65歳未満で年金収入が98万円以下または65歳以上で年金収入が148万円以下の人

⑤平成12年4月2日以降に生まれた人で、平成30年中に収入が無かった人

■受付時間など

▽受付時間　午前8時半～正午、午後1時～3時

※受付番号札の配布は、午前8時～11時半、午後1時～3時に行います。

※午前中に受け付けをした場合でも、混み具合によっては午後からの申告となる場合がありますのでご了承ください。

■申告の際に必要なもの

・収入や経費、各種控除などに関する書類

・マイナンバーが確認できるもの（通知カードなど）

・本人確認用証明書（健康保険証など）

※詳しくは、申告案内文書に同封する「申告の手引き」に記載していますので、ご覧ください。

◆問い合わせ　町税務課町民税係（☎82－3111内線1111、1112）へどうぞ。

◆受付日程

月　日	対象地区	会場
2月1日(金)	白山・石峠	豊間根生活改善センター
4日(月)	勝山・八千代	
5日(火)	田名部・新田・上豊間根	
6日(水)	曽根・内構・島田・長内・羽々の下	
7日(木)	上下野・下下野・福士・馬鞍・船石・那智畑・繋・豊間根地区の仮設住宅入居者	
12日(火)	田の浜1～8行政区	船越防災センター
13日(水)	田の浜9～17行政区	
14日(木)	船越1～7行政区	
15日(金)	船越8～13行政区	
18日(月)	船越14～21行政区	
19日(火)	大浦全域	
21日(木)	袴田、大沢川向、新開地	町中央公民館小ホール
22日(金)	山谷、上条、中条	
24日(日)	収入が給与・年金のみの人 ※給与収入または年金収入以外の収入がある人は申告受付できません。受付時間は午前9時～正午、午後1時～3時です。	
25日(月)	下条、浜川目	
26日(火)	森・上・森が丘	
27日(水)	細浦・跡浜	
28日(木)	礼堂・中野・猿神・馬指野・白石・田子の木・落合・外山	
3月1日(金)	関谷・関口・内野	
4日(月)	長崎一丁目・二丁目	
5日(火)	長崎三丁目・四丁目	
6日(水)	飯岡第2～6地割、飯岡第7～10地割	
7日(木)	柳沢・沢田	
8日(金)	北浜町	
11日(月)	境田町・飯岡第1地割	
12日(火)	川向町	
13日(水)	中央町	
14日(木)	八幡町	
15日(金)	後楽町・飯岡第13地割	

※表の対象地域は、実際に居住している地域ではなく、住民登録をしている地区のことです（豊間根地区仮設住宅入居者を対象とした申告受付は例外です）。